

きらぼし銀行「FAX振込受付サービス」規定

1. (サービスの内容)

- (1) 本サービスは、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）からのファクシミリによる振込依頼に基づき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下「決済口座」といいます。）からご指定金額を引落しのうえ、依頼人が指定した当行本支店あるいは当行以外の金融機関本支店の預金口座（以下「振込指定口座」といいます。）へ振り込む場合（振替も含むものとします。以下も同様とします。）に使用することができるものとします。
- (2) 依頼人が指定する振込指定口座は、当行本支店または全国銀行データ通信システムに加盟している金融機関本支店の普通預金または当座勘定とします。
- (3) 振込依頼は依頼人が占有管理する当行指定機種のファクシミリを使用して送信してください。
- (4) 当行への振込依頼に際しては、事前に振込指定口座の確認を行ってください。
確認に際し、必要がある場合は当行が協力いたします。
なお、給与振込の場合は、事前に当行所定の「給与振込口座確認書」を提出してください。

2. (振込の受付等)

- (1) 振込依頼する場合は、振込明細を当行所定の振込依頼書（以下「振込依頼書」といいます。）に記入のうえ、ファクシミリにより所定の受付日・受付時間内に当行センター宛に送信してください。
- (2) 当行は依頼人から送信された振込明細を文字認識装置で読み取り、その読み取り結果を振込依頼確認書として依頼人ご指定のファクシミリ宛に返信します。
- (3) 依頼人は振込依頼確認書と振込依頼書の内容を照合し、万一、読み取りができていなかった場合もしくは誤りがある場合には、振込依頼書の当該部分を所定の方法により訂正して再送信してください。
なお、下記(5)により振込依頼（以下「確定振込依頼」といいます。）をされる前であれば、振込内容の変更・取消は可能です。
- (4) お振込1件当たりの限度額を指定した場合で、指定した限度額を超えるご依頼については、その明細に記載したすべての振込は受付いたしません。
- (5) 当行からの返信内容に読み取り不能がないことおよび誤りがないことを確認した場合には、依頼人はプッシュホンにより所定の方法で確定振込依頼してください。
- (6) 確定振込依頼の際に当行が確認した企業コード、暗証番号および振込依頼書通番と一致した場合、当行は正当な依頼とみなして振込手続を行います。
確定振込依頼を受けた時点で振込送信確認受信通知書を依頼人のファクシミリ宛送信いたします。
なお、当行に確定振込依頼したのちは振込明細の変更・取消はできないものとします。
- (7) 所定の時限までに確定振込依頼がなかった場合は、当該振込依頼はなかったものとみなします。

3. (振込資金・振込手数料の交付および振込手続等)

- (1) 総合振込
 - ① 総合振込の振込資金および振込手数料は、振込指定日（受取人口座への入金日）の前営業日の営業時間内までに当行に交付するものとし、決済口座にご入金してください。
 - ② 当行は、振込資金および振込手数料を振込指定日当日に決済口座より引落し、前記2－(6)により確認した振込明細に基づき振込手続を行います。当行は、普通預金規定、総合口座規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手なしで決済口座から自動的に引落します。
- (2) 給与振込
 - ① 給与振込の振込資金および振込手数料は、振込指定日（受取人口座への入金日）の3営業日前の営業時間内までに当行に交付するものとし、決済口座にご入金してください。
 - ② 当行は、振込資金を振込指定日の2営業日前に決済口座より引落し、前記2－(6)により確認した振込明細に基づき振込手続を行います。振込手数料は振込指定日当日に決済口座より引落します。当行は、普通預金規定、総合口座規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手なしで決済口座から自動的に引落します。

4. (手数料等)

- (1) 本サービスをご利用いただく場合は、当行所定の取扱手数料（月額基本料金）をお支払いいただきます。
- (2) 取扱手数料は、当行所定の振替日に預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手なしで決済口座から自動的に引落します。

5. (免責事項)

- (1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通により取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 振込依頼の際に送信された企業コード、暗証番号、登録番号と、当行があらかじめ指定した企業コードおよび届出の暗証番号、登録番号との一致を確認して取扱いましたうえは、企業コード、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

6. (届出事項の変更等)

暗証番号、引落口座等届出内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。

この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

7. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人、保佐人、補助人（以下、「成年後見人等」といいます。）の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも同様に当店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (解約)

(1) この契約は当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。

ただし、当行に対する解約の通知は、書面によるものとします。

(2) 解約依頼日までに受付けた振込依頼につきましては、そのまま振込処理いたしますので、解約依頼日に振込資金引落未了の振込データがある場合はお申し出ください。

この場合、解約手続は振込資金引落後に行い、その日以降は振込を受付いたしません。

9. (契約期間)

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特に申し出のない限り契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

10. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、民法548条の4により、金融情勢状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲示その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用されるものとします。

以 上

(2020年5月7日現在)